

序章 計画作成の目的と経緯

1 白岡市文化財保存活用地域計画作成の背景と目的

(1) 背景

有形、無形の文化財が現している地域の歴史文化は、人々の営みと密接にかかわりながら地域に深く根ざし、その地域を特徴付ける風土や気風、お国柄などといった、いたって感覚的な部分にまで影響を与えています。

私たちがふるさと白岡を誇りに思うことや、白岡を訪れる人々が言葉にできない「白岡らしさ」に惹かれたり顔をほころばせたりするのは、そこに漂う「雰囲気」が知らず知らずのうちに白岡の歴史や伝統文化を醸し出しているからにほかなりません。

私たちが、先人から受け継いだ地域の歴史文化を後世に伝えていくことは、私たちに与えられた責務であるといえましょう。

しかし、全国的にみると、過疎化や少子高齢化、地震や台風などの災害の影響によって地域コミュニティが崩壊し、受け継がれてきた歴史文化の担い手が確保できなくなるといった問題や、祭りや伝統芸能の内容の変質、さらには継承自体が断絶してしまうといった問題がクローズアップされています。

白岡市は、首都 40km 圏に位置するという地理的条件から高度経済成長期以降、徐々に開発が進行し、昭和 62 年白岡ニュータウンの整備に伴う JR 宇都宮線新白岡駅の開業、首都圏中央連絡自動車道の開通にともなう白岡菖蒲インターチェンジや久喜白岡ジャンクションの設置などから急速に都市化が進行しています。この 30 年間で人口は約 1.5 倍となり令和 2 年 4 月現在約 52,500 人を数えるまでに増加しました。しかし、人口構成では、高齢者人口（65 歳以上）は増加傾向が続いており、平成 28 年には 25% を突破しています。

歴史文化を支えてきた世代の高齢化に加え、新住民の増加、ライフスタイルや社会構造の変化に伴う価値観の多様化などによって、地域で守られてきた行事や祭礼などの継承や神社仏閣の維持をどのように引き継いでいくべきかなど課題が山積しています。例えば、「耕地」や「組」といわれる地域の小規模なコミュニティの間で維持されてきた行事が途絶えたり、地域のお地藏さまやお堂の祭礼などが廃れたりし始めています。

白岡市には、観光拠点となるようなお城や国宝、重要文化財もありませんし、特別な伝統芸能があるわけでもありませんが、地域にとってはかけがえのないもの、伝えるべきもの、白岡ならではの歴史や文化財がたくさん残されています。これらを総合的に把握し直し、保存と活用のバランスの取れた魅力ある取組を進めることで地域を活性化するような文化財施策が重要であると考えています。

(2) 目的

平成 30 年 6 月、地域における文化財の計画的な保存・活用の促進や地方文化財保護行政の推進力の強化を目的として「文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が成立し、平成 31 年 4 月から施行されました。この中で、未指定文化財を含めた文化財をまちづくりに活かしつつ、地域社会総がかりでその継承に取り組んでいくことの重要性が謳われています。

また埼玉県では、法に基づいて令和2年3月に「埼玉県文化財保存活用大綱」が策定され、県の保有する多くの文化的資産や施設を活用した取組や、市町村を含めた今後の文化財の保存と活用に関する考え方や方向性などが示されました。

長い歳月をかけて形作られてきた歴史や伝統文化の保護は、元来、短期的な視点で語られるべきものではありません。長期的な保存策と適切な活用に関する方針を定めるとともに広い視野で関連する分野との連携協力関係を築きながら進められるべきものといえます。

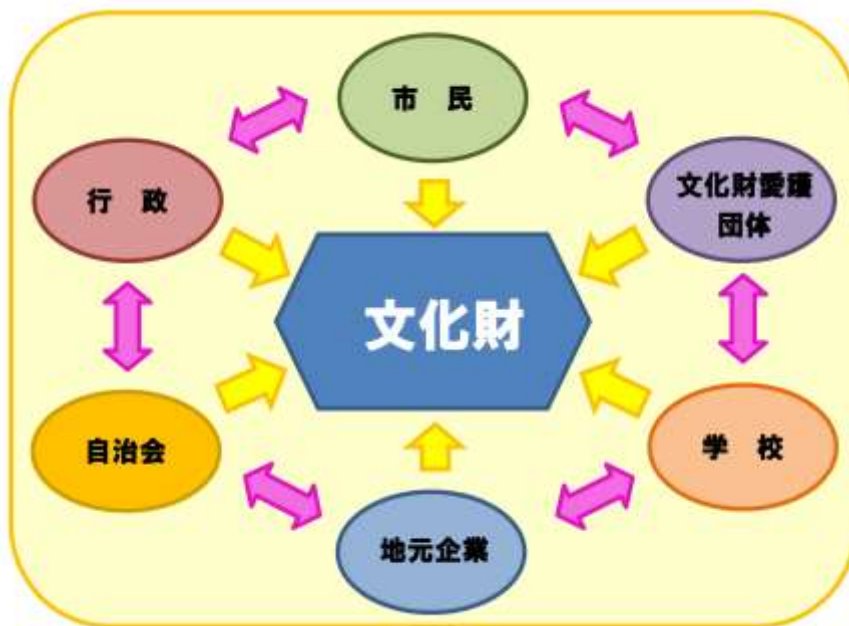
このような視点で考えたとき、「白岡市文化財保存活用地域計画」（以下「地域計画」といいます）は、白岡市の行政や文化財に関係する諸団体のみならず、市民や地域など多様な主体が連携して指定・未指定の区別なく総合的に把握し周辺環境まで一体的に捉えて文化財を守り、活かしていくための基本計画であるとともに行動計画としての役割を果たすものです。

① 地域の文化財を地域の手で守る

地域の文化財を地域の手で守り伝えるという強い信念を持ち、市民、行政、自治会など地域の関係団体、地元企業、学校などが一丸となって白岡の歴史文化を守り継承することで、地域を誇りに思う気持ちが生まれ、その気持ちがさらに地域の歴史文化に磨きをかけていく良い連鎖的効果を生むことが期待できます。

また、ボランティアを育成し活躍の場を提供することは、人材やキャリアの活用策として、地域と学校や地域と地域などをつなぐ架け橋として、さらには経済活動など様々な波及効果が期待されます。

地域の文化財を地域の手で守る取組



② 守るためにはよく知ってもらうことが大切

地域の文化財を地域の手で守るためには、地域の方々が地域の文化財に愛着を持ち自ら守ろうという意識を持つことが重要です。しかし、現状では、「指定文化財があるというけれど、見たことも接したこともない。」という状況が生じてしまっています。大切に守ることはもちろんですが、もともと地域の人々の手で守られてきた文化財が地域から切り離されてしまっている、世代を超えた愛護精神や保護意識を紡いでいくことは難しいといえます。

地域の文化財を地域の手で守り続けるためには、十分な保存措置を講じることとともに、で

きるだけ開かれた普及・活用措置がとられることが重要です。

十分な保存措置と開かれた普及・活用措置は、今後の文化財保護施策に欠かすことのできない車の両輪です。元来、保存と活用は一体のもので、どちらかが過大・過小になっては、まっすぐには進みません。

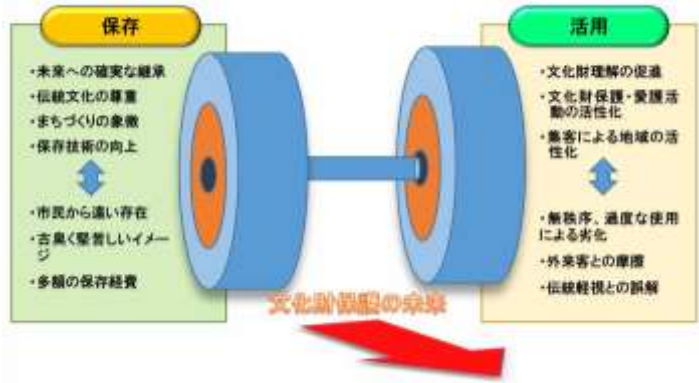
もう一つ、しっかりとした文化財保護教育の確立が重要です。

これまで実施してきた生涯学習講座や学校と連携した出張授業、歴史資料展示室の展示解説や体験学習などの取組を通じて、文化財や地域文化への興味や楽しさ、愛護意識などの《心や気持ち》と、文化財に関する《知識》を伝えることができました。また、これらの教育普及事業は、文化財を守る上で必要なマナーや、文化財の持ち主や文化財保護の支援をしてくれる人々の努力に対する敬意など、私たちが身に付けておかなければならない《態度》を伝えることも可能です。

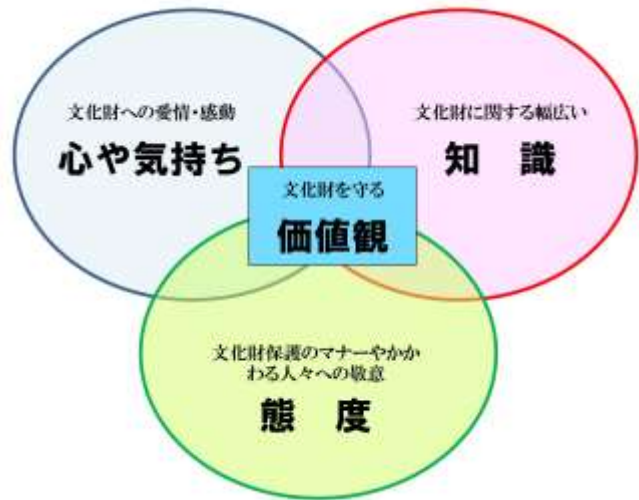
文化財保護についての《心や気持ち》、《知識》、《態度》を育むことは、文化財保護に関する普遍的な《価値観》を育むことであり、文化財保護に取り組む仲間を増やしていくことにほかなりません。

私たちは、先人から託された文化財のバトンをよりよい形で未来に引き継ぐために必要な施策を講じていく道しるべとしてこの地域計画を立てるものです。

バランスの取れた文化財の保存と活用



文化財保護教育の3要素



2 この計画で扱う「文化財」の範囲

文化財保護法では、文化財を「有形文化財」「無形文化財」「民俗文化財」「記念物（史跡・名勝・天然記念物）」「文化的景観」「伝統的建造物群」の6つの類型に分けて定義しています。

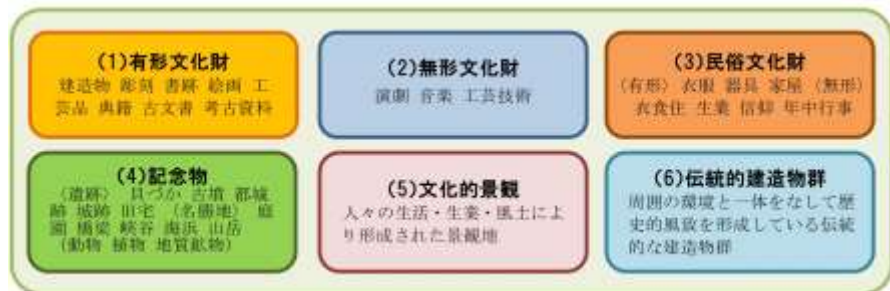
また、文化財の保存技術や埋蔵文化財も保護の対象となっています。

文部科学大臣は、文化財のうち重要なものを、指定、登録、選定、選択して保護の下に置くことができます。また、

地方自治体は、条例を制定し国指定等の文化財以外の重要な文化財について教育委員会が指定等を行い保護しています。

この地域計画では、

文化財保護法による6種類の文化財



白岡市文化財保存活用地域計画で対象とする「文化財」



指定されている文化財は もちろんですが、未指定の文化財や、伝承・伝説、文化財を支える技術や用材、人々の活動など、文化財保護法の類型におさまらないものも含め、地域の人々が守り伝えたいと考える物(モノ)・事(コト)・所(トコロ)などのすべてを広く「文化財」として捉え、保存・活用の対象とします。

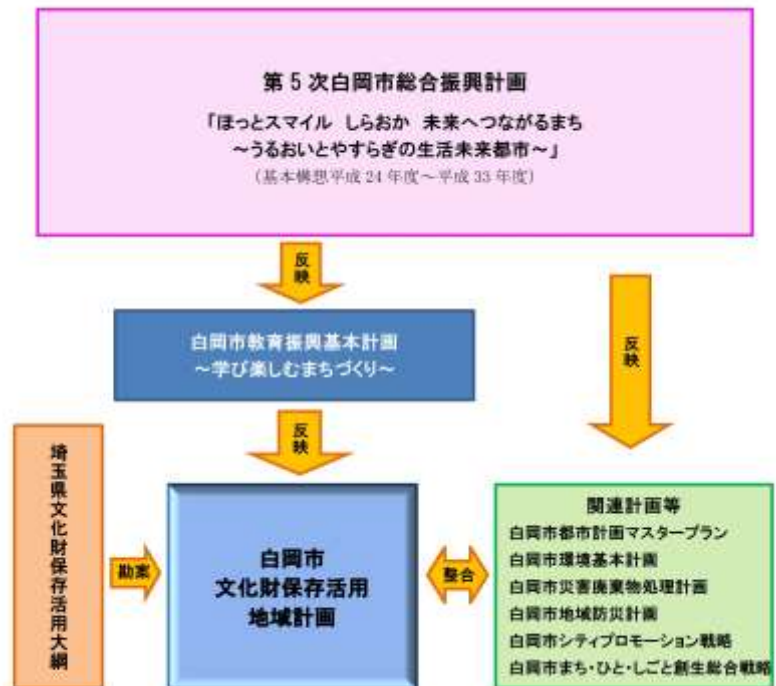
3 地域計画の位置付け

白岡市文化財保存活用地域計画は、文化財保護法第 183 条の 3 に基づき、白岡市における文化財の総合的な保存・活用の基本計画並びに行動計画として作成するもので、「白岡市総合振興計画」を上位計画とする個別計画です。また、「白岡市教育振興基本計画」を反映するとともに「白岡市都市計画マスタープラン」、「白岡市地域防災計画」などの関連計画等及び「埼玉県文化財保存活用大綱」との整合を図ります。

(1) 「白岡市総合振興計画」

平成 23 年度に「第 5 次白岡町総合振興計画」として策定されました。基本構想は、平成 24 年度から平成 33 年度（令和 3 年度）までの 10 年間で、平成 28 年度に一部改訂を行い現在は、後期基本計画期間（平成 29 年度～令和 3 年度）となります。目指すべき将来像を「ほっとスマイル しらおか 未来へつながるまち～うるおいとやすらぎの生活未来都市～」としています。分野ごとの政策目標の中で、教育・文化・スポーツに関する取組を示し、「学び楽しむまち」を目標に掲げています。

白岡市文化財保存活用地域計画の位置づけ



後期基本計画の具体的内容

4	学び楽しむまち（教育・文化・スポーツ）
3	社会教育の向上
(3)	文化の薫り高いまち
①	市民が優れた文化・芸術に気軽に触れる機会の充実を図るとともに、市民の文化・芸術活動の支援に努めます。
②	指定文化財や地域文化遺産の保存・活用のため、学術的な調査研究の充実を図り、特色ある資料のデジタル化を推進し、積極的な情報発信に努めます。
③	伝統文化・芸能や生活文化を学校教育や社会教育の場で積極的に活用し、次代へ継承するため、文化財のアーカイブ化を推進します。
④	文化財の教育普及資料の刊行や講座、講演会、展示会等の開催を通じて、地域に残された貴重な文化遺産を顕彰し、文化財保護意識、ふるさと意識の醸成に努めます。
⑤	（仮称）白岡市生涯学習施設の図書館機能、資料館機能を活用した多様な歴史学習メニューの提供に努めます。

各分野の目標中、本地域計画と関連のある事項

3	自然と共生したまち（自然環境）
1	自然環境の保全
(1)	自然環境の保全
③	農地は食物連鎖や水循環を通じて生態系の一部を構成しており、大雨時の貯水による災害防止機能も有していることから、その適切な保全と耕作放棄地の解消に努めます。
④	市民と連携し、貴重な生物や在来種の保護、外来種の移入防止などの必要な保全措置を図ります。

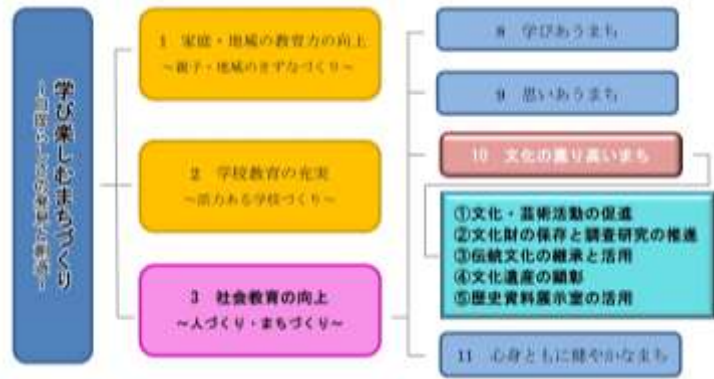
5	活力あるまち（産業・雇用）
4	観光の振興
(1)	観光資源の充実・活用
①	既存の観光資源を保全するとともに、市内に埋もれている地域資源を発掘し、活用します。
②	市内に点在する観光資源のネットワーク化を図り、観光客の周遊性を高めます。
(2)	観光客の誘致
①	自然や文化などの地域特性を生かし、まち独自の魅力を創出することができるイベントの開催を支援します。
②	観光パンフレットや市公式ホームページ、白岡市商工観光アプリ「ココシル白岡」などを活用し、多様な媒体を効果的に活用した観光情報の提供に努めます。

6	基盤の整った快適なまち（都市基盤・住環境）
1	景観の保全・形成
(2)	市民参加の景観づくりの推進
①	学校教育や社会教育において景観に関する学習活動を推進し、まちの景観づくりに対する市民意識の向上に努めます。
(3)	田園景観の保全
②	名木や古木、屋敷林、寺社林、史跡など、歴史・文化的景観の保全を図ります。
7	魅力的な市街地の形成
(2)	中心市街地の充実
①	まちの「顔」としての魅力向上を図るため、歴史、文化、自然を生かした市街地の整備を進めます。

(2) 「白岡市教育振興基本計画」

第2期白岡市教育振興基本計画は、平成29年度から平成33年度（令和3年度）までの5か年を計画期間としています。基本理念を「学び楽しむまちづくり～白岡らしさの発見と創造～」とし、3つの施策目標と11の施策項目を設けています。

白岡市教育振興基本計画における文化財関連事業の位置づけ



(3) 関連計画

① 「白岡市都市計画マスタープラン」(計画期間:平成29年～令和5年)

平成13年度に策定されたマスタープランを平成29年3月に改訂したもので、まちづくりのテーマを「美しい自然と都市の活力が調和したまちづくり」としています。

第6章の分野別整備方針と第7章の地域別構想に記載された事項について整合を図ります。

② 「白岡市環境基本計画」(計画期間:令和3年～令和12年)

平成22年度に策定された計画を令和3年3月に改訂したもので、望ましい環境像を「青空が広がる自然と豊かな心を育む“持続可能”なまち しらおか」とし、「市・市民・事業者」の協働を前面に謳ったものです。特に、自然環境の保全についての整合を図ります。

③ 「白岡市災害廃棄物処理計画」(新規策定:令和2年、随時改訂)

令和2年3月に策定された、地震や水害などの災害時に発生する廃棄物の処理に関する計画で、被災文化財を緊急措置へつなげるために整合を図ります。

④ 「白岡市地域防災計画」(最新改訂:令和3年、随時改訂)

令和3年3月に最終改訂が行われています。当市は過去に、明治43年、昭和22年などの水害の記録があります。また、大正12年の関東大震災、昭和6年の西埼玉地震、平成23年の東日本大震災など地震被害の記録も残されています。第4篇第8節「文化財災害対策計画」をはじめ各対策計画等との整合を図ります。

⑤ 「白岡市シティプロモーション戦略」(計画期間:平成27年～令和6年)

魅力ある地域の創生を目指し、平成26年度に策定されました。ブランドメッセージとして「いとおかし しらおかし」を掲げて構成された8項目のバトルフィールド中に「歴史的・文化的な遺産」として4つの当市の魅力が示されています。これらの項目との整合を図ります。

⑥ 「白岡市まち・ひと・しごと創生総合戦略」(計画期間:平成27年～令和3年)

平成27年度に策定され、「コラボレーション～手をつなぎ協働と連携の地域づくり」をメインテーマとしています。これからの地域文化財の保存と活用についても協働と連携は欠かせない視点です。総合戦略を踏まえた地域計画とします。

4 計画期間

地域計画の計画期間は、第6次白岡市総合振興計画の前期基本計画期間（令和4年～令和8年）との整合を考慮し、令和3年度から令和7年度までの5か年とします。

また、計画の着実な実施のため、適切な進捗管理を行い、必要に応じた見直しを行うとともに計画期間終了前の適切な時期に自己評価を行うものとします。その結果は、次期地域計画及び総合振興計画の後期基本計画に反映させるほか、必要に応じて計画の変更を行います。なお、

軽微な変更を行う場合は、変更内容について埼玉県を經由して文化庁へ情報提供します。

計画期間

令和3年度 1年次	令和4年度 2年次	令和5年度 3年次	令和6年度 4年次	令和7年度 5年次
--------------	--------------	--------------	--------------	--------------



5 計画の進捗管理と自己評価の方法

5か年にわたる本計画の3年次が終了した時点で中間評価を実施します。

個々の事業の評価に関しては、達成度合いを数値に現しにくい性質のものや、短期的な成果が上がりにくい事業が存在することも確かであることから、目的に応じた評価基準を設け、適切な評価に心がける必要があります。

評価以上に重要となるのが、検証と改善です。地域における文化財保護の意識の醸成度合いや社会情勢の変化、調査の深度などを総合的に検証しながら、改善を繰り返すことで、地域の文化財を地域の手で守り伝える取組を進めます。

評価方法



6 計画作成の体制と経過

地域計画の作成にあたっては、文化財保護法第183条の9の規定に基づいて定めた、白岡市文化財保存活用地域計画策定協議会の（以下「策定協議会」といいます）設置要綱に沿って、文化財の所有者、文化財に関する機関・団体の代表者、歴史及び文化財に関する学識経験者、商工団体の代表者、観光関係団体の代表者などから構成された策定協議会委員を選任し検討を行うとともに、白岡市文化財保護審議会の意見を聴取しました。

令和2年度 白岡市文化財保存活用地域計画策定協議会委員名簿

No.	氏名	所属・役職等	専門分野
1	◎宮瀧 交二	大東文化大学文学部教授	古代史
2	○鈴木 敏昭	白岡市文化財保護審議会会長	考古学
3	内田 幸彦	埼玉県教育局文化資源課主幹	民俗学
4	大久保 茂之	白岡市指定文化財所有者	
5	大久保 要夫	野牛文化財愛護会会長	
6	中村 輝久	白岡市商工会事務局長	
7	大橋 忠夫	白岡市観光協会事務局長	
8	齋藤 久	白岡市総合政策部参事兼企画政策課課長	
9	中太 隆明	白岡市商工観光課課長	
10	阿部 千鶴子	白岡市教育委員会生涯学習部部長	
11	岩楯 浩志	白岡市教育委員会学び支援課課長	

事務局

No.	氏名	所属・役職等	専門分野
1	奥野 麦生	白岡市教育委員会学び支援課主査	考古学
2	杉山 和徳	白岡市教育委員会学び支援課主任	考古学

令和2年度 白岡市文化財保護審議会委員

No.	氏名	所属	専門分野
1	新井 浩文	埼玉県立歴史と民俗の博物館学芸主幹	中世史・歴史的公文書
2	飯塚 好	元埼玉県立博物館学芸主幹	民俗学（民俗芸能）
3	○板垣 時夫	元白岡市教育委員会参事・さいたま民俗文化研究所	民俗学
4	◎鈴木 敏昭	元埼玉県立史跡の博物館館長	考古学
5	田中 裕子	前埼玉県立歴史と民俗の博物館副館長	民俗学・博物館学
6	林 貴史	元白岡市教育委員会町史編さん室	近世史・被災文化財
7	平澤 香	平成国際大学特任教授	地理学・文化財教育

◎印：会長 ○印：副会長

地域計画作成の経過

期 日	項 目	摘 要
令和2年2月12日（水）	教育委員会定例会	令和2年度の重点施策として地域計画作成に関する概要説明
令和2年3月17日（火）	市議会定例会協議報告	地域計画作成に関する概要説明
令和2年7月8日（水）	第1回 文化財保護審議会	地域計画概要説明
令和2年7月10日（金）	第1回 地域計画策定協議会	正副協議会長選出・地域計画概要説明ほか
令和2年8月7日（金）	第1回 策定協議会作業部会	各章概要説明
令和2年9月11日（金）	第2回 策定協議会作業部会	課題・方針・措置の検討
令和2年9月25日（金）	第3回 策定協議会作業部会	課題・方針・措置及び関連文化財群に関する検討
令和2年10月23日（金）	第2回 文化財保護審議会	地域計画進捗状況説明、意見聴取
令和2年10月23日（金）	第4回 策定協議会作業部会	関連文化財群に関する検討
令和2年10月27日（火）	第2回 地域計画策定協議会	地域計画進捗状況、パブリックコメント案説明
令和2年11月17日（火）	第5回 策定協議会作業部会	計画全体に関する調整作業
令和2年11月19日（木）	関連各課協議	計画概要の説明及び各課の取組内容に関する協議
令和2年12月7日（月）	市議会定例会行政報告	地域計画進捗状況、パブリックコメント案説明
令和2年12月1日（火） ～12月18日（金）	庁内全課協議	地域計画に関する周知及び修正案等の調整
令和3年1月12日（火） ～2月12日（金）	パブリックコメント	閲覧5か所、市HPで公開
令和3年3月17日（水）	第3回 地域計画策定協議会	地域計画案承認、パブリックコメント説明
令和3年3月25日（木）	第3回 文化財保護審議会	パブリックコメント説明、地域計画案意見聴取